

厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正に伴う 緑化基準に係るカーボンニュートラルの推進について

I 特定開発事業における緑化の概要

厚木市内で特定開発事業を行う場合、厚木市住みよいまちづくり条例で開発区域内を緑化することを規定している。

- 特定開発事業とは

⇒500㎡以上の土地で開発事業（住宅や商業施設、倉庫を建てること等）を行うこと等

- 緑化に関する基準〔抜粋〕

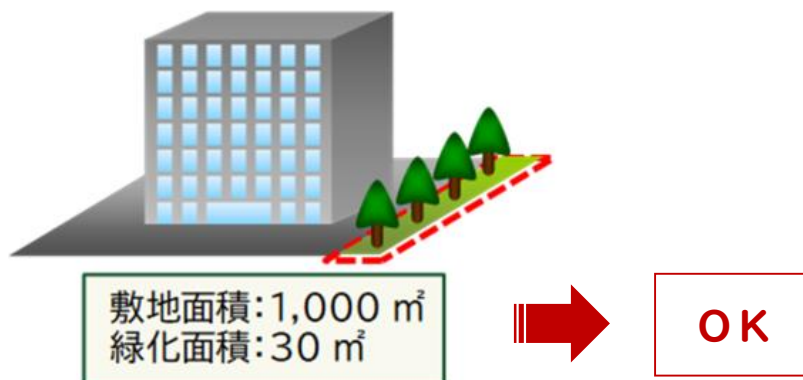
⇒用途地域や開発規模（面積）に応じて緑化が必要

用途地域	面積	緑化率
近隣商業地域 商業地域	500㎡以上	3%以上
上記以外の区域	500㎡以上、3000㎡未満	5%以上
	3000㎡以上、10000㎡未満	10%以上
	10000㎡以上	15%以上

2 事例紹介

- 商業地域で面積1000㎡の土地に商業施設を建てる場合

⇒緑化率3%のため、30㎡の緑化が必要となる。



3 改正の背景

平成15年に厚木市住みよいまちづくり条例が施行されてから20年以上が経過し、この間に本市では、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明するなど、SDGs推進のための様々な取組が実施されるようになりました。

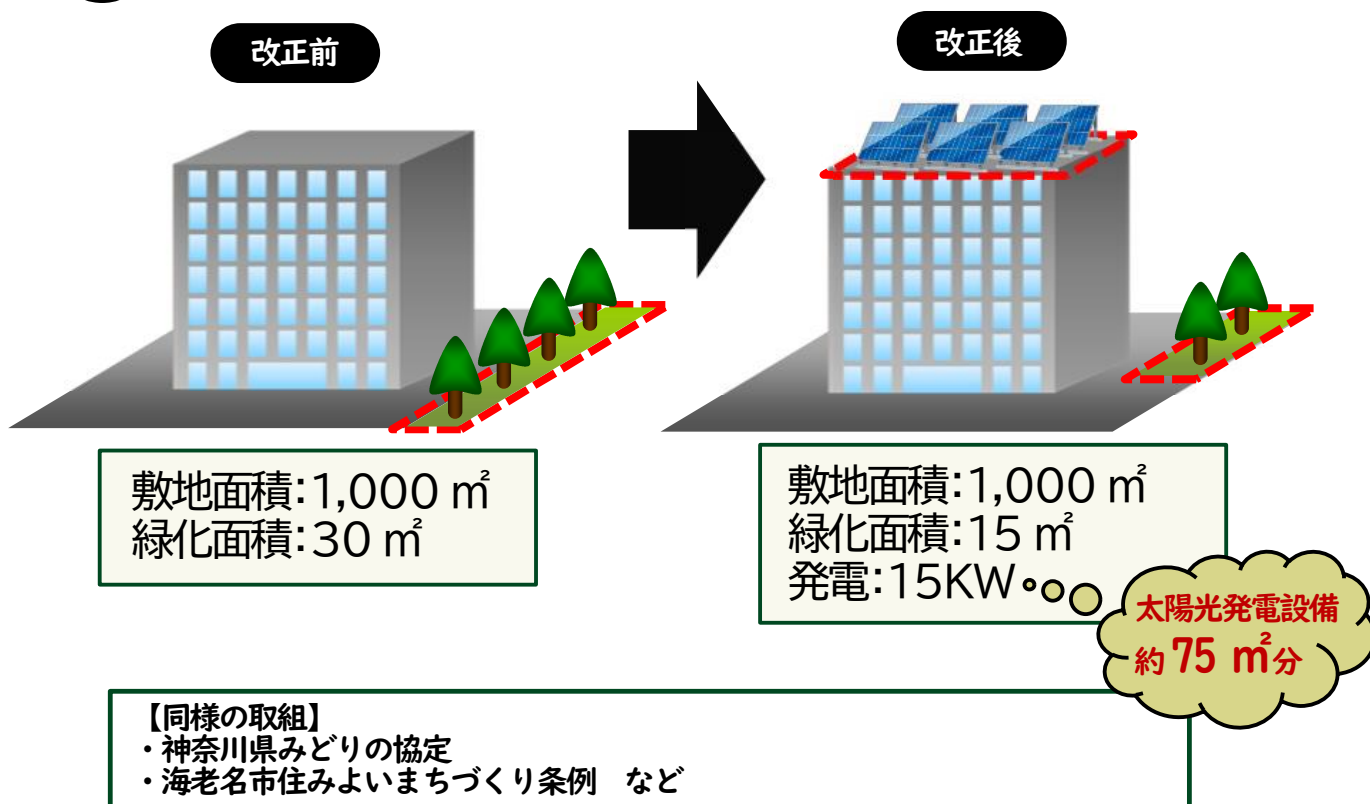
このように、条例制定時には存在しなかった新たな考え方や情勢の変化について、時代に即した条例に改める必要があることから、条例の改正を行うものです。

4 脱炭素の取組

事業者が太陽光発電設備を設置した場合、緑化面積を緩和できる制度を導入

※ **市街化区域**に限り、発電出力1キロワット当たり1平方メートルを、緑化面積の1/2を超えない範囲で、**緑化面積に算入**することができるものとします。

① 例 近隣商業地域及び商業地域（緑化率3%）



5 スケジュールについて

条例改正に向け、次のとおり市民参加手続等を実施します。

令和7年11月4日	意見交換会
令和7年11月7日	都市計画審議会
令和7年11月17日	まちづくり審議会
令和8年4月1日～30日	パブリックコメント
令和8年9月	市議会提案・審議
令和9年4月1日	改正条例の施行